

■訪問リハビリテーション料、事業所外医師の「適切な研修」に回答

- ・厚生労働省は7月9日付で、2024年度介護報酬改定に関するQ&A「Vol.8」を都道府県介護保険主管部（局）などに送付した。同Q&Aでは「訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション」について、事業所の医師ではなく「適切な研修」を修了した事業所外の医師が診療した場合の減算に関する問いに回答している。
- ・24年度介護報酬改定によると、利用者に対して訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行わず、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、リハビリテーションを計画し指示、実施した場合、別の医療機関の医師が「適切な研修の修了等」をしていれば、基本報酬から50単位を減算して「訪問リハビリテーション料」などを算定できるとしている。この「適切な研修の修了等」に、日本医師会「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修による単位取得を含んでもよいと明示した。
- ・なお、別の医療機関の医師が「日医かかりつけ医機能研修制度」における応用研修のすべての単位を取得している必要はないとしている。具体的には同応用研修会のプログラムのうち、24年度では「リハビリテーションにおける医療と介護の連携」、23年度では「口腔・栄養・リハビリテーションの多職種協働による一体的取組」などのプログラムで研修を実施。そのうえで、訪問リハビリテーション事業所の医師に情報提供を行う日の月から前36月の間に計6単位以上を取得、または、25年3月31日までに取得予定であることが必要としている。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

介護保険最新情報 Vol.1290（令和6年7月9日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001272969.pdf>